

平成 29 年 2 月 22 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

平成 29 年度引き取り同意書の申請手続き

1. 申請手続きの種類

申請手続きの種類は「継続手続」と「期中新規手続及び変更手続」に区分される。

- 「継続手続」
 平成 28 年度に再商品化製品を販売している利用事業者に平成 29 年度も販売を継続する手続き（申請手続期間：平成 29 年 3 月末まで）
- 「期中新規手続及び変更手続」
 平成 29 年度に新たな利用事業者により再商品化製品を販売、あるいは承認された利用事業者情報を変更する手続き（申請手続期間：平成 29 年 4 月 1 日以降）

2-1. 継続手続の概要

継続手続の概要を以下に示す。継続手続を実施し承認された利用事業者には、平成 29 年 4 月以降に再度申請手続を行わなくても継続販売が可能となる。なお、平成 28 年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われた利用事業者に対して、平成 29 年度に増量、品目追加、工場追加を予定している場合も、継続手続で申請すること。

種類	定義	申請手続期間
① 継続	・ 28 年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用事業者に対して、29 年度も継続して販売するための申請（注 1）	平成 29 年 2 月 22 日～ 平成 29 年 3 月 31 日

（注 1）申請手続期間（3 月末）を過ぎた場合、平成 28 年度に販売実績がある利用事業者であっても継続申請は認められない。期中新規申請扱いとなるので注意すること。

2-2. 継続手続の申請書類

- 再商品化製品引取同意書 申請書
 必ず提出すること。なお、申請書は同意書毎に提出すること（申請書 1 枚で、複数同意書を申請しないこと）。
- 様式 5
 必ず提出すること。様式 5 付属①～⑤の提出の可否は以下内容に従って対応すること。

○ 様式 5 付属①

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 再商品化製品利用事業者情報について変更がある場合
- 2) 異なる引き取り品目^(※)を新たに販売する場合

※異なる引き取り品目の定義：再商品化製品の材質が異なる品目

(材質：PP・PE混合、PP、PE、PS、PET、等)

- 3) 新工場に新たに販売する場合

○ 様式 5 付属②

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 引き取り品質規格書について変更がある場合
- 2) 異なる引き取り品目を新たに販売する場合

○ 様式 5 付属③

すべての引取同意書に対して提出が必要となる。

(※1) 必ず最新の様式(資料 21 にてダウンロード可)で提出すること。なお、プラ製容器包装と白色トレイにて様式が異なるので注意すること。

(※2) 引き取り同意量を増量して申請する場合、容り最大利用能力を超えないよう注意すること。

【注：現地確認方法について】

電話・FAX・メールでの確認を認めるが、最新情報(利用能力・利用フロー等)を確認し、確認実施日及び時間を入力すること。

○ 様式 5 付属④

利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合、必ず提出すること。なお、該当する場合には、REINS 入力すること。

商社を利用しない場合は提出不要。

○ 様式 5 付属⑤

利用事業者が新たに特定再商品化製品利用事業者^(※)に該当することとなった場合、必ず提出すること。

表1 継続手続における申請書及び様式5（付属①～⑤含む）の提出の要否（一覧表）

区分	提出単位	要	不要
申請書	再 商 品 引 取 り 品 目 化 製 品 形 態 每	全て必要	—
様式5		全て必要	—
様式5 付属①		<ul style="list-style-type: none"> ・変更あり ・異なる引き取り品目を販売 ・新規工場を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5 付属②		<ul style="list-style-type: none"> ・変更あり ・異なる引き取り品目を販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・同じ引き取り品目を販売
様式5 付属③		全て必要	—
様式5 付属④	事 業 者 利 用 每	・ 商社を使う	・ 商社を使わない
様式5 付属⑤		・ 変更あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし ・ 非該当

※ 様式5 付属①～⑤は、登録説明会資料 資料6よりダウンロードして使用すること。なお、様式5 付属③に関しては、事業者説明会資料 資料21からもダウンロード可。

3-1. 期中新規手続及び変更手続の概要

「期中新規」及び「変更」手続きは平成29年4月1日以降の申請手続となる。

種類	定義	申請手続期間
期中新規	・平成29年4月1日以降に、新たに29年度利用承認を受けるための申請	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日

種類	定義	申請手続期間
変更	・29年度の利用承認を受けた利用事業者について、承認時の情報を変更するための申請	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日

3-2. 期中新規手続の申請書類

- 再商品化製品引取同意書 申請書
必ず提出すること。なお、申請書は同意書毎に提出すること（申請書1枚で、複数同意書を申請しないこと）。
- 様式5
必ず提出すること。様式5付属①～⑤の提出の要否は以下内容に従って対応すること。

<p>【用語の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存利用事業者：平成28年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用事業者。 ◆ 既存利用施設（工場）：平成28年度に再商品化製品を販売し、協会に実績報告が行われている利用施設（工場）。 ◆ 異なる引き取り品目：再商品化製品の材質が異なる品目 (材質：PP・PE混合、PP、PE、PS、PET、等)

- 様式5付属①
以下に該当する場合、提出が必要となる。
 - 1) 新規利用事業者（既存利用事業者以外全て）
 - 2) 既存利用事業者のうち、再商品化製品利用事業者情報について変更がある場合
 - 3) 既存利用事業者異なる引き取り品目を新たに販売する場合（※）
 - 4) 既存利用事業者の新工場に新たに販売する場合

○ 様式 5 付属②

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 新規利用事業者
- 2) 既存利用事業者のうち、引き取り品質規格書について変更がある場合
- 3) 既存利用事業者に異なる引き取り品目を新たに販売する場合 (※)

【※：異なる引き取り品目の販売に伴う様式 5 付属①及び②の提出の要否 (一例)】

- ① 再商品化製品の材質が異なる場合、再商品化製品の形態^(注)が同じであっても提出は必要。
- ② 再商品化製品の材質が同じであれば、再商品化製品の形態が異なる場合でも提出を不要とする。
(注) 再商品化製品の形態：ペレット、減容品 (フレーク、フラフ)、インゴット、等

○ 様式 5 付属③

すべての引取同意書に対して提出が必要となる。なお、プラ製容器包装と白色トレイにて様式が異なるので注意すること。

【注：現地確認方法について】

新規利用施設 (工場) の場合、必ず現地を訪問して確認すること。なお、平成 28 年 4 月以降に現地確認を実施している場合、電話・FAX・メールにて最新の情報 (利用能力・利用フロー等) を必ず確認し、確認実施日には、電話・FAX・メールでの確認日時を記入すること。

既存利用施設 (工場) の場合には、電話・FAX・メールでの確認を認める^(※)が、最新情報 (利用能力・利用フロー等) を確認し、確認実施日及び時間を入力すること。
現地確認方法及び現地確認実施日、等記載方法 (一覧表) を次頁に示す。

- ※ 平成 28 年度に再商品化製品の販売実績があり、協会に実績報告を行ってれば、材質や形態が異なる品目の引き取り同意書を提出する場合、電話・FAX・メールでの確認を認める (以下具体例を参照)。

【具体例】

- i :平成 28 年度に利用施設 A 工場に PP ペレットの販売実績があり、協会に実績報告を行っている。
新たに利用施設 A 工場の PE ペレットの引き取り同意書を提出する場合
⇒電話・FAX・メールでの確認可
- ii :平成 28 年度に利用施設 A 工場に PP ペレットの販売実績があり、協会に実績報告を行っている。
新たに利用施設 A 工場の PP 減容品の引き取り同意書を提出する場合
⇒電話・FAX・メールでの確認可

表2 現地確認方法及び現地確認実施日、等記載方法（一覧表）

H28 再商品化製品の販売／協会実績報告の有無	H28.4～H29.3 現地訪問確認の有無	現地確認方法	1. 再生処理事業者による現地確認実施日、等記載方法
○ 〔既存利用施設〕	○	電話・FAX・メールでの確認を認める	確認方法欄は、電話・FAX・メールでの確認に○印をつけ、確認実施日は、確認した日時を記入すること。
× 〔新規利用施設〕	○	電話・FAX・メールで最新情報の確認を必ず実施	確認方法欄は、現地訪問確認、電話・FAX・メールでの確認欄双方に○印をつけ、確認実施日は、電話・FAX・メールでの確認日時を記入すること。
	×	現地確認必須	確認方法欄は、現地訪問確認に○印をつけ、確認実施日は、確認した日時を記入すること。

○ 様式5付属④

利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合、必ず提出すること。なお、該当する場合には、REINS 入力すること。
商社を利用しない場合は提出不要。

【異なる引き取り品目の販売に伴う様式5付属④の提出の要否】

再商品化製品の材質が異なる場合にて同じ商社を使うとしても、品目毎に様式5付属④を提出すること。

○ 様式5付属⑤

以下に該当する場合、提出が必要となる。

- 1) 新規利用事業者が、特定再商品化製品利用業者に該当する場合。
- 2) 既存利用事業者が、新たに特定再商品化製品利用業者に該当することとなった場合
- 3) 様式5付属⑤の内容に変更があった場合

表3 期中新規手続における申請書及び様式5（付属①～⑤含む）の提出の要否（一覧表）

区 分	提出 単位	新規利用事業者		既存利用事業者	
		要	不要	要	不要
申請書	再 商 品 化 製 品 形 態 毎 引 き 取 り 品 目 ／	全て必要	—	全て必要	—
様式5		全て必要	—	全て必要	—
様式5付属① (利用事業者情報)		全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り 品目を販売 ・新規工場を追加	・変更なし ・同じ引き取り 品目を販売
様式5付属② (品質規格書)		全て必要	—	・変更あり ・異なる引き取り 品目を販売	・変更なし ・同じ引き取り 品目を販売
様式5付属③ (能力・フロー等 確認票)		全て必要	—	全て必要	—
様式5付属④ (製品の流れ)	事 業 者 利 用 毎	商社を使う	商社を 使わない	・商社を使う	・商社を使わない
様式5付属⑤ (特定利用関係性)		該当する	非該当	・変更あり	・変更なし ・非該当

※ 様式5付属①～⑤は、登録説明会資料 資料6よりダウンロードして使用すること。なお、様式5付属③に関しては、事業者説明会資料 資料21からもダウンロード可。

3-3. 変更手続の申請書類

変更手続きは「増量」「品目追加」「工場追加」「その他変更」に分類される。分類毎の定義は以下のとおり。

区分	定義
①増量	既に承認されている同意量を超えて販売する場合
②品目追加	既に承認されている引取品目以外の品目を販売する場合
③工場追加	承認済の利用事業者の承認されていない工場に出荷しようとする場合
④その他変更	上記①から③に該当しない変更手続の場合（様式5の用途分野や利用製品名の変更、また、提出済の同意書類を訂正（差替え）する場合も含む）

各区分で提出が必要となる書類は以下のとおり。なお、表中の△については、「3. 申請に際しての注意点」にて詳細に記載しているので確認すること。

表4 変更手続における申請書及び様式5（付属①～⑤含む）の提出の要否（一覧表）

書類	区分	提出単位	①	②	③	④
			増量	品目追加	工場追加	その他変更
申請書		再商品化製品形態毎 引き取り品目／	○	○	○	○
様式5			○	○	○	○
様式5付属① (利用事業者情報)			—	○	○	該当書類
様式5付属② (品質規格書)			—	○	—	
様式5付属③ (能力・フロー等 確認票)			○	○	○	
様式5付属④ (製品の流れ)		—	△	△		
様式5付属⑤ (特定利用関係性)		—	—	—		
		事業者利用 毎				

「○」＝必要、「△」＝場合により必要、「—」＝不要

※ 様式5付属①～⑤は、登録説明会資料 資料6よりダウンロードして使用すること。なお、様式5付属③に関しては、事業者説明会資料 資料21からもダウンロード可。

4. 申請に際しての注意点

申請手続は利用開始前に事前申請すること。なお、REINS への入力内容、提出書類への記載内容、添付書類不足等の不備がある場合、承認しないので注意すること。

また、引取同意量は当該年度に利用事業者が引取・製品化する予定量で、利用事業者の設備能力ではない。販売する再商品化製品の利用に振り向ける設備の能力・台数、稼働時間・日数、容り配合率より計算・計画される計画量である。

以下に、申請区分毎の注意点を示す。

(1) 継続手続

継続申請の同意書を申請する場合は「再商品化製品の適正利用の確保」に関する『利用事業者への提示資料（再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について）』（平成 29 年度事業者登録説明会資料 3 参照）を提示し、その内容の確認・同意を得て申請のこと。

(2) 期中新規手続

- ① 期中新規手続の同意書を申請する場合は継続手続と同様、「再商品化製品の適正利用の確保」に関する『利用事業者への提示資料（再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について）』（平成 29 年度事業者登録説明会資料 3 参照）を提示し、その内容の確認・同意を得て申請のこと。
- ② 平成 29 年度 再商品化製品引取同意書 申請書の (2) 利用事業者情報 ②の「期中新規」にチェックしたうえで、③申請内容の欄で、平成 28 年度販売・協会実績報告の有無のいずれかにチェックすること。

(3) 変更手続

1) 増量

- ① 申請は販売実績が同意量を超える前に申請すること。また、適正利用状況を確認した上で申請のこと。
- ② 様式 5 の用途別引き取り同意量は増量後の総量（年間引き取り量）を記載すること（変更に伴う増量分のみを記載しないこと）
- ③ 様式 5 付属③について、提出済の様式 5 付属③の製造能力を超える場合は現地訪問を行い、能力を記載した新たな様式 5 付属③を提出すること（電話・FAX・メールで

の確認は認めない)。製造能力を超えない場合には電話・FAX・メールでの確認を認める。

2) 品目追加

- ① 事業者登録申請書 3-1 (製品の種類) に未記載品目を製造・販売する場合は、速やかに施設変更手続きも実施すること。
- ② 様式5 付属③について、提出済の様式5 付属③の製造機器が変わる場合の現地確認方法は「現地訪問確認」とすること(電話・FAX・メールでの確認は認めない)
- ③ 様式5 付属④について、提出済の様式5 付属④の製品の流れが変わる場合(一例:新たに商社が加わる、提出済の商社と異なる商社が介在することになる、等)には提出すること。
- ④ 平成29年度 再商品化製品引取同意書 申請書の(2) 利用事業者情報 ②の「変更・品目追加」にチェックしたうえで、③申請内容の欄で追加品目名を記載すること。

3) 工場追加

- ① 様式5 付属①、③に新たに追加した工場情報及び工場設備概要を添え申請すること。
- ② 様式5 付属③について、必ず現地を訪問して確認すること。
- ③ 様式5 付属④について、利用事業者までの製品の流れの中で商社が存在する場合には提出すること。
- ④ 平成29年度 再商品化製品引取同意書 申請書の(2) 利用事業者情報 ②の「変更・工場追加」にチェックしたうえで、③申請内容の欄で追加工場名を記載すること。

4) その他の変更

- ① 様式5の用途分野や利用製品名の変更、利用事業者情報の変更、提出済の同意書類を訂正(差替え)する場合、平成29年度 再商品化製品引取同意書 申請書の(2) 利用事業者情報 ①の「変更・その他変更」にチェックしたうえで、②申請内容の欄で変更内容を記載すること。
- ② 利用事業者の施設や能力が変更になった場合、新たな様式5 付属③(利用能力・利用フロー等確認票)を提出すること。
- ③ 利用事業者情報(社名、代表者氏名、本社所在地、担当者氏名、電話・FAX 番号、メールアドレス)や利用事業者工場情報を変更する場合、REINS 情報の修正が必要になるので注意すること。

5. 申請方法

- (1) REINS への入力操作方法は「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」を参照
- (2) 様式4は事業者登録申請時のみ提出を求めているので、「継続」「期中新規」「変更」
手続では提出不要とする。
- (3) 「特定利用事業者」に関する事項は入札説明会資料「特定再商品化製品利用事業者に
ついて（プラスチック製容器包装）」を参照のこと。
- (4) 申請書、添付書類はすべて2部（正本、コピー）提出すること。
- (5) 申請書は同意書毎に提出すること（申請書1枚で、複数同意書を申請しないこと）。

6. 再生処理事業者への審査結果連絡および利用事業者立入調査

- (1) 協会は申請内容に基づき、利用事業者として適正／不適正を審査し、申請結果通知
メールにて申請承認結果の連絡を行う。否認理由について確認の必要がある場合、
協会まで電話・メール等にて問い合わせること。
- (2) 販売開始は承認の申請結果通知メールを受領した日以降とする。
- (3) 利用事業者への立入調査は申請された引取同意書内容と利用事業者実態の確認およ
び適正利用の遵守状況を確認するために不定期に実施する。新規利用事業者の場合、
立入調査後に同意書承認とする場合もあるので余裕を持って申請願いたい。
- (4) 承認状況は、REINS>登録申込>引取同意書入力「承認状況」欄で確認できる。

